福岡核問題研究会　11月例会

日時：2019年11月30日

会場：九州大学筑紫キャンパス

東電刑事裁判
地裁判決の問題点

森永　徹

（元・純真短期大学講師．博士〔医学〕）

判決公判　2019年9月19日

画像出典:NHK NEWS WEB.「詳報 東電刑事裁判『原発事故の真相は』」

東電刑事裁判の3被告

画像出典:NHK NEWS WEB.「詳報 東電刑事裁判『原発事故の真相は』」

全員無罪は「不当判決」

「東京地裁の正面玄関の前では、旧経営陣を刑事告発した市民グループが『全員無罪　不当判決』と書かれた紙を掲げ、集まった支援者たちからは『どうしてだ』『納得がいかない』などの声が上がり、騒然としました」

画像出典：NHK NEWS WEB.「詳報 東電刑事裁判『原発事故の真相は』」

東電刑事裁判の争点

「今回の刑事裁判は、双葉病院と老人介護施設『ドーヴィル双葉』の患者らが、福島原発事故後に44人が死亡し、13人がけがを負ったことについて、3氏に（業務上過失致死傷罪の）刑事責任を問えるのかが争われたものであり、3氏が大津波を予測しえたにもかかわらず対策をとることを怠ったと評価できるかが争点でした」

出典:「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団 .「東京電力旧役員に対する刑事裁判の判決を受けて」. 2019年9月19日

東電刑事裁判東京地裁判決の骨子

①被告が報告を受けた時期から全ての措置に着手しても、発生までに完了できたのか明確でない。事故回避するには運転停止しかなかった。事故の結果が重大だが、他方で電力はライフラインの一つであり、小さくない有用性がある。結果の重大性を強調するあまり、あらゆる可能性を想定した措置が義務付けられれば、法令上は認められた運転がおよそ不可能になる。
②地震本部は02年、「長期評価」を公表し、福島県沖でもM8.2前後の地震が起きる可能性があるとした。地震学や津波工学の専門家などが疑問を示し、信頼性、具体性があったと認められない。
③原発の自然災害に対する安全性は極めて高度なレベルではなく、科学的、専門的知見から合理的に予測される災害を想定した安全性の確保が求められていたと解される。
④法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準などの在り方は絶対的安全性の確保までを前提にしていなかったと見ざるを得ず、業務上過失致死傷罪は成立しない。

佐賀新聞. 判決要旨詳報」（共同通信配信）をもとにまとめた

3被告は15.7mの津波の予見できなかったのか？

東電幹部は部下の進言を拒否した

海渡 雄一（東電刑事裁判 被害者代理人 弁護士）

「東電の土木グループが福島原発について、政府の地震本部の長期評価に基づいて津波対策を講ずるべきことを、役員に進言した。しかし、役員は最終的に工事のコストと大規模な津波対策工事を始めると地元の自治体などから原子炉の停止を求められることを恐れ、対策を先送りにした。そして、問題の発覚を防ぐために津波計算の結果を隠匿して、国や県、専門家にも知らせなかった。そして、国や、自治体、専門家、他会社に対して、疑問の声が広がらないように根回し工作を展開した。

東日本太平洋沖地震が発生し、予測していたのとほぼ同等の高さ約15メートルの津波が福島第一原発に襲来した。部下が進言していた対策を講じていれば、事故の発生は食い止められたと考えられる」

出典：海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

山下中越沖地震対策センター長は御前会議（社長会議）で、津波対策を報告している

「当時の東電本店の原子力部門のナンバー2であった山下和彦中越沖地震対策センター長は、2008年2月16日の御前会議で、推本（注・地震本部）の長期評価に基づいて津波対策を実施する方針を被告人らに説明し、会社としてその方針が了承されたと供述しています。

そして、山下氏は、推本を踏まえた津波高さが10メートル以下であれば、東電は2009年の当初のバックチェック最終報告の時期までに津波対策工事を完了させていたはずであるとまで述べていました。

山下氏は、健康上の理由で、法廷では供述できなかったのですが、在宅で取り調べを受けていた段階で複数回にわたって、このような供述を続けていました」

出典：海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

御前会議の会議資料には津波対策の工事スケジュールまでが示されていた

「機器耐震技術グループの長澤氏が、平成20年2月5日に酒井氏らに送信したメールの中で、『武藤副本部長のお話として山下所長経由でお伺いした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと』とあり、武藤は御前会議の前に4メートル盤での津波対策を実施する考えでいたことがわかります(判決では認定脱落)。

御前会議をふまえて、3月7日には、本社のグループ横断の会議がもたれ、その会議設定のメールでも、会議後の議事メモでも、津波対策を講ずる方針は社長会議で報告済みとされています。この議事メモの決裁者には実際に御前会議に出席していた者も含まれており、さらに会議資料には4メートル盤上での津波対策の工事スケジュールまでが示されています。津波対策工事は始める寸前だったのです」

出典:海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に①

「東京電力・福島第一原発事故の刑事責任を問う強制起訴裁判の第4回公判が2月28日、東京地裁で開かれた。

この日は、同原発に最大15・7メートルの津波が襲来するとのシミュレーション結果を同事故の3年前にまとめ、東電本社に伝えていた東電子会社『東電設計』社員の久保賀也氏が証人として出廷。同シミュレーションは単なる『試算』として行なったものではなく、当時の原子力安全・保安院から求められていた『耐震バックチェック』業務の一環で行なったものだったと証言した」

出典：明石昇二郎.「東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に」. 週刊金曜日. 2018年3月9日号

東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に②

「同シミュレーションは、原発が建つ海抜10メートル部分の敷地（10メートル盤）に高さ10メートルの巨大防潮堤を建て、敷地への津波流入を防ぐというもの。だが、海抜4メートル部分（4メートル盤）には非常用ディーゼル発電機を冷却するための海水ポンプがあり、同ポンプの被水も同時に防ぐため、東電設計では4メートル盤に高さ16メートルの防潮堤を建てる案も用意していた。

これに対し東電本社側は、解析方法を変更することで『津波高を低減できないか』と要請。しかし東電設計の久保氏は『土木学会のやり方に則ってやっているので、それはできない』と拒否していた」

出典：明石昇二郎.「東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に」. 週刊金曜日. 2018年3月9日号

東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に③

「久保氏は、日本原子力発電・東海第二原発の津波シミュレーションも担当。**これに基づき津波対策を講じていた東海第二原発は辛うじて大事故を免れ、何ら対策を講じなかった福島第一原発は大事故に至っていた**。

＜中略＞

被告側は、久保氏を証人とすることに反対していたのだという。その理由が大変よく理解できる公判でもあった」

出典：明石昇二郎.「東電強制起訴裁判第4回公判で子会社社員が証言　津波対策案無視の責任明白に」. 週刊金曜日. 2018年3月9日号

武藤被告には15.7mの津波が説明されている

画像出典:河北新報 原発事故前の大津波予測可能性、『長期評価』の信頼性が鍵 東電旧経営陣に19日判決」2019年9月18日

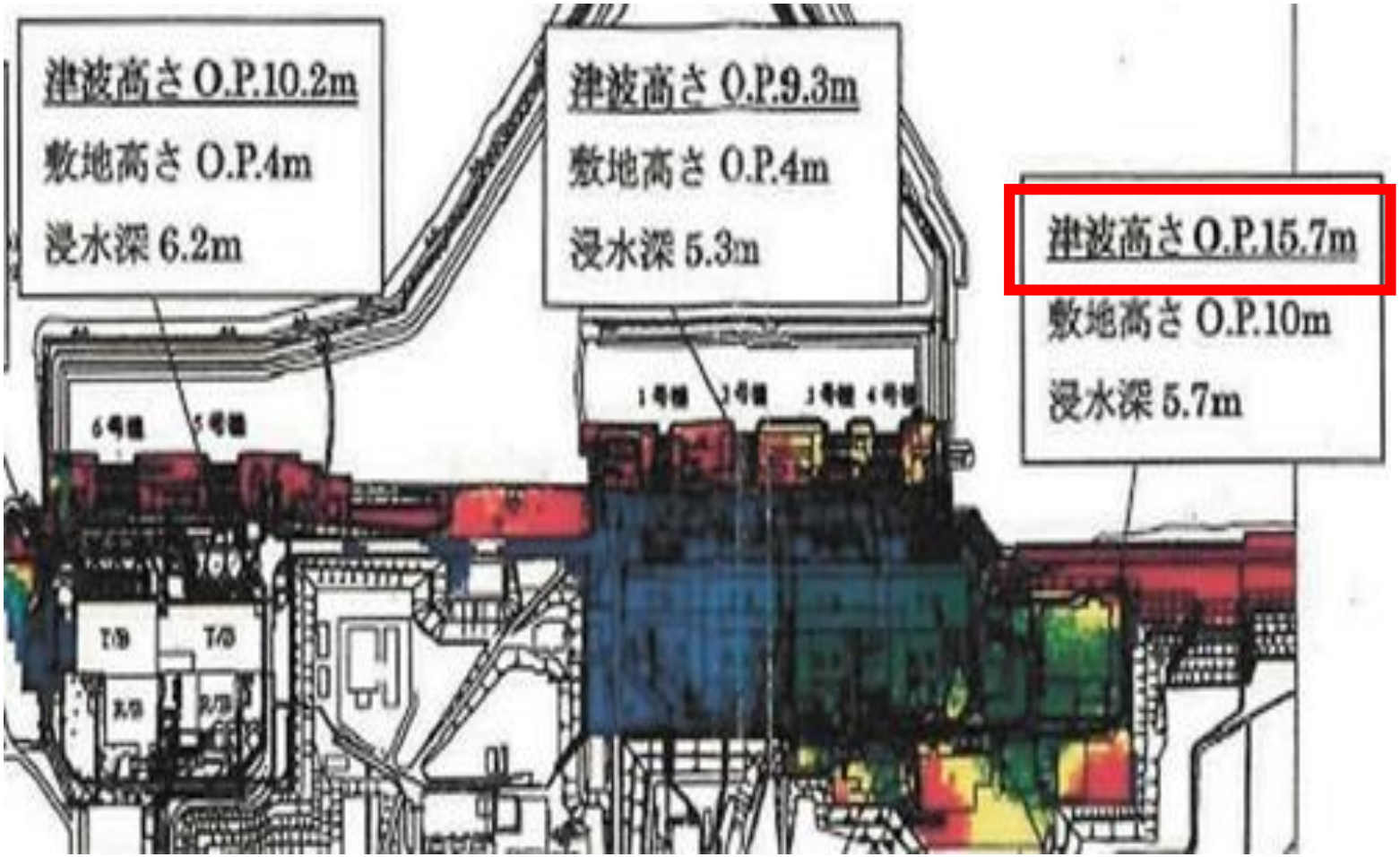

2008年6月に武藤被告に15.7mの津波高が報告された時の資料(東電株主代表訴訟 甲298号証より)

事故の予見可能性はなかったのか？

地震本部の「長期評価」は信頼性がないか

「（政府の地震調査研究推進本部が2002年7月に公表した）『長期評価』の見解が客観的に信頼性、具体性のあったものと認めるには合理的な疑いが残る」

（判決要旨）

判決要旨出典：自由法曹団.「安倍政権による原発再稼働の推進とそれに追従する司法判断を許さない決議」. 愛知・西浦総会決議. 2019年10月.

日本有数の地震、津波学者たちが全員一致でまとめた見解が「長期評価」

「推本の長期評価の策定の過程について、島崎邦彦長期評価部会長、歴史地震・津波の専門家である都司嘉宣委員、内閣府の前田憲二推本事務局らが、時間をかけて議論を重ね、日本有数の地震、津波学者たちが全員一致で見解をまとめていった過程について詳細に証言しましたが、このような経過についてはほとんどなにも認定されていません」

出典:海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

1933 年 3 月 3 日の昭和三陸地震の津波波高分布(地震調査委員会,1999) [宇佐美(1996)から作成]

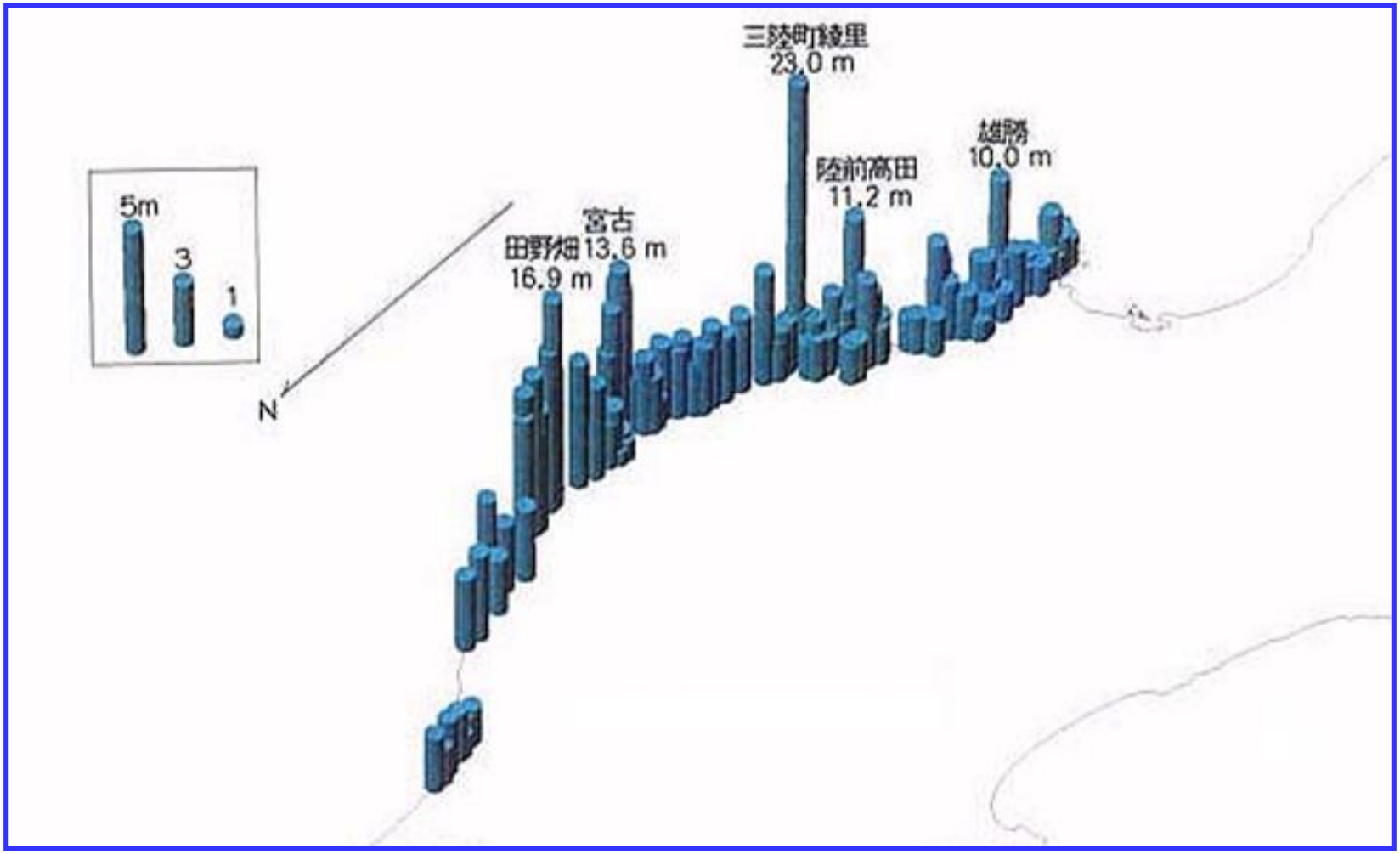

出典:地震調査研究推進本部・地震調査委員会.「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)について」. 2011.

1611年の慶長三陸地震の津波波高分布と震度分布

出典：地震調査研究推進本部・地震調査委員会，「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」，2011．

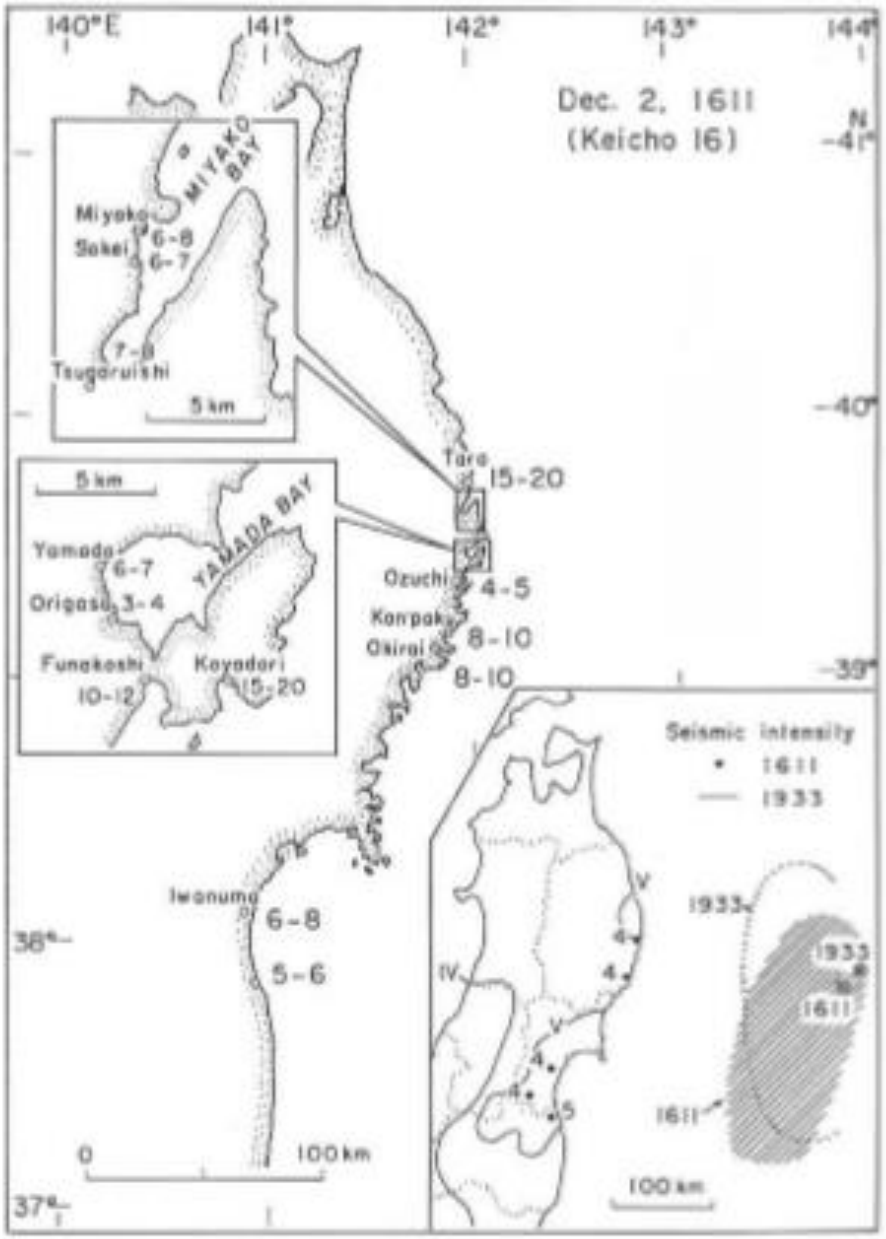

図 28 1611 年 12 月 2 日の慶長三陸地震の津波波高分布と震度分布（羽鳥，1975b）

海溝型地震の長期評価結果

出典：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図2018年版・解説編」

地震本部の「長期評価」には多くの文献が引用されている つまり、英知が結集されている

出典：地震調査研究推進本部・地震調査委員会．「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」．２０１１．

引用文献

１．GPS データによる地震時のすべり分布モデル

Ozawa, S., T. Nishimura, H. Suito, T. Kobayashi, M. Tobita, and T. Imakiire （2011）: Coseismic and postseismic slip of the 2011 maginutde-9 Tohoku-Oki earthquake, Nature, 475, 373-376, doi:10.1038/nature10227.

国土地理院・海上保安庁作成資料.

Ito,T., K.Ozawa, T.Watanabe, and T.Sagiya（2011）: Slip distribution of the 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake inferred from geodetic data, Earth Planets Space, Vol. 63 (No. 7), 627-630, doi:10.5047/eps.2011.06.023.

Koketsu,K., Y.Yokota, N.Nishimura, Y.Yagi, S.Miyazaki, K.Satake, Y.Fujii, H.Miyake, S.Sakai, Y.Yamanaka, and T.Okada （2011）: A unified source model for the 2011 Tohoku earthquake, Earth and Planetary Science Letters, Volume 310, Issues 3-4, 480-487,doi:10.1016/j.epsl.2011.09.009.

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

８．GPS データによる地震後のすべり分布（余効変動）モデル

国土地理院作成
平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の地震後の変動と滑り分布モデル（暫定）サイト
http://www.gsi.go.jp/cais/topic110314-index.html

Ito,T., K.Ozawa, T.Watanabe, and T.Sagiya（2011）: Slip distribution of the 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake inferred from geodetic data , Earth Planets Space, Vol. 63 (No. 7), 627-630.

地震調査研究推進本部の構成

出典：地震調査研究推進本部「地震調査研究推進本部とは」

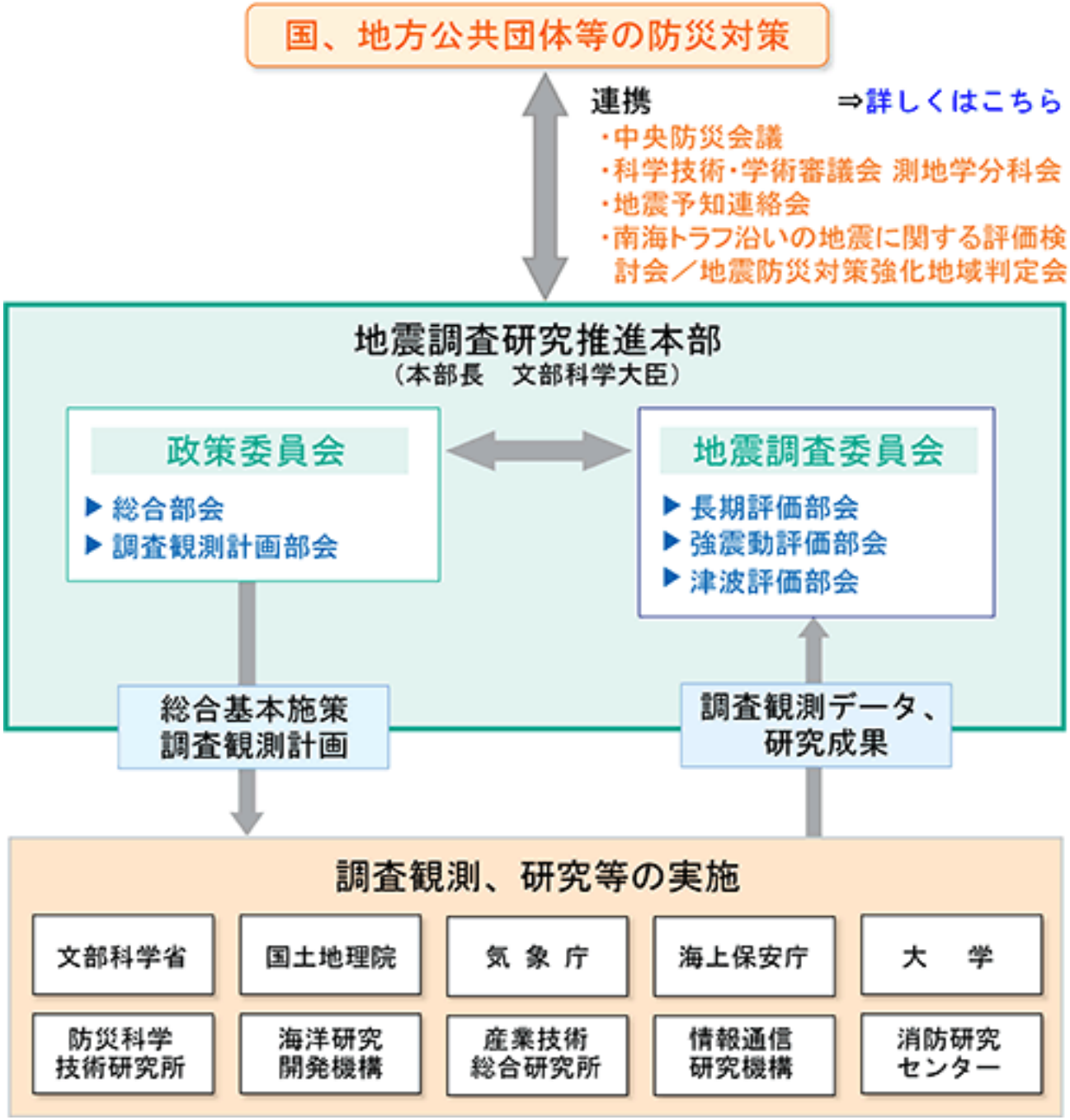

地震調査研究推進本部地震調査委員会委員名簿

平田 直	東京大学地震研究所教授
青井 真	防災科学技術研究所　地震津波火山ネットワークセンター長
飯尾 能久	京都大学防災研究所教授
今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所教授
岩田 知孝	京都大学防災研究所教授
岡村 行信	産業技術総合研究所　特命上席研究員
加藤 愛太郎	東京大学地震研究所教授
小平 秀一	海洋研究開発機構　海域地震火山部門長
清水 洋	九州大学大学院理学研究院教授
谷岡 勇市郎	北海道大学大学院理学研究院教授
中村 浩二	気象庁地震火山部地震予知情報課長
長谷川 昭	東北大学名誉教授
藤田 雅之	海上保安庁海洋情報部技術・国際課長
藤原 智	国土地理院地理地殻活動研究センター長
松澤 暢	東北大学大学院理学研究科教授
宮澤 理稔	京都大学防災研究所准教授
宮下 由香里	産業技術総合研究所　活断層評価研究グループ長
山中 佳子	名古屋大学大学院環境学研究科准教授

出典：地震調査研究推進本部.「地震調査研究推進本部委員名簿一覧」

「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」

「地震本部が予測した津波地震について、『今回のバックチェック（BC）にいれないと後で不作為であったと批判される』と2007年12月10日、東電の高尾誠氏（第5～7回公判証人）は語っていたようだ。公判で示されたメモで明らかになった。

2008年2月、高尾氏が今村文彦・東北大教授に面談し、その際に今村教授は『福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである』と指摘した。

その内容について報告を受けた安保氏は、東電の金戸俊道氏（第18・19回証人）に、『こうすべきだとダメ押しされたという内容ですね』とメールを送っていた」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

　このように、多くの地震学の研究成果を取り入れ、地震学の専門家集団が作成した「長期評価」を、「客観的に信頼性、具体性のあったものと認めるには合理的な疑いが残る」と切り捨てることは、余りにも非科学的で無知な判決と言わざるを得ない。

社会通念は原発の高度な安全性を求めていないか？

「社会通念の反映である法令上の規制等は絶対的安全性の確保を前提としていない」

「当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかった」

（判決要旨）

判決要旨出典：自由法曹団.「安倍政権による原発再稼働の推進とそれに追従する司法判断を許さない決議」. 愛知・西浦総会決議. 2019年10月.

「社会通念の範囲疑問」
元裁判官・法政大法科大学院教授　水野智幸氏の見解

「原発の安全性に対する当時の『社会通念』が過失判断の基礎となるが、地裁はこの社会通念を『法令の規制』のみとした。責任追及の範囲をあまりに狭める考え方だ。原発反対論は事故前からあり、国側の意見にすぎない法令を社会通念と言うことには疑問がある」

「判決は『原発に極めて高度の安全性は求められていない』とした。〈中略〉実際に深刻な事故が起きてもこうした司法判断がされることを忘れず、今後は国や事業者の説明を冷静に見極め、自分の行動を決めていくしかない。

本来、大規模事故の調査は強制力を持つ事故調査委員会方式が妥当だ。責任を追及しない代わりに真実を述べてもらう制度で、諸外国にはある。再発防止の観点からは最も望ましい」

出典：河北新報.「＜東電強制起訴・無罪判決＞識者の視点／社会通念の範囲疑問」2019年09月23日

「原発に求められる安全性のレベルを伊方最高裁判決よりも切り下げた誤り」

海渡 雄一（東電刑事裁判 被害者代理人 弁護士）

「『当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針，審査基準等の在り方は，上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない』と判断しました。推本の長期評価は、一般防災のために参考とすべきデータを政府機関がまとめたものです。にもかかわらず、一般防災よりも格段に高いレベルが求められるはずの原発の安全性の確保のために、推本の長期評価を参考とすべきことを事実上否定したのです。

伊方原発訴訟の最高裁判決(1992)は原子炉施設の安全性が確保されないときはこのような従業員や周辺住民の生命に重大な危害を及ぼし、環境を汚染し深刻な災害を引き起こすおそれがあり、このような災害が万が一にも起こらないように原発の安全性を確保しなければならないとしていたのに、この判決はこの最高裁判決を否定したといえます。原発に求められる安全性の大きくレベルを切り下げた」

出典：海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

悲惨な被害の状況を全く省みない「社会通念」

「死亡した44人は双葉病院の入院患者32人と介護老人保健施設ドーヴィル双葉の入所者12人。長時間の搬送・待機を伴う避難を余儀なくされて過度の負担がかかるなどし、3月14日ごろから29日までの間に同病院や搬送過程、搬送先で死亡した」と判決も指摘するが、こうした悲惨な事態を招いた責任を「社会通念」の名のもとに免罪することはできない。

判決要旨出典：佐賀新聞.「＝福島第１原発事故を巡る強制起訴＝判決要旨詳報」. 2019年9月20日.（共同通信配信）

事故回避のためには、運転停止しかなかったか？

「事故を回避するためには、本件発電所の運転停止措置」しかなかったか？

「本件事故を回避するためには、本件発電所の運転停止措置を講じるほかなかった」

「（原発事故の）結果の重大性を強調するあまり、〈中略〉想定しうるあらゆる可能性を、その根拠の信頼性や具体性の程度を問わずに考慮して必要な措置を講じることが義務づけられるとすれば、〈中略〉原子力発電所の運転はおよそ不可能ということにな（る）」（判決要旨）

判決要旨出典：自由法曹団.「安倍政権による原発再稼働の推進とそれに追従する司法判断を許さない決議」. 愛知・西浦総会決議. 2019年10月.

事故防止には運転停止しかないと有罪認定のハードルを不必要にあげている

「判決のこの点については、識者からも意見が多くだされている。

山本紘之・大東文化大教授『事故を防ぐためには原子炉停止が必要だったとして有罪認定のハードルを不必要にあげている点にも疑問が残る』（東京新聞2019年9月20日朝刊）

松宮孝明・立命館大教授『事故を回避する方策として、影響が大きい運転停止だけを検討した点は疑問が残る』と語り、他の対策も認めれば、『予見可能性のハードルは相当低くなっていたはずだ』（朝日新聞2019年9月20日朝刊）」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『無罪』証拠と矛盾多い忖度判決」. 福島原発刑事訴訟支援団.

搬入口の水密化、代替電源などの高台設置などの対策はとられなかった

「指定弁護士は論告の中で、防潮壁の設置、建屋の入口である大物搬入口の水密化、主要機器の設置されている部屋の水密化、代替電源などの高台設置などの対策をとるべきであり、それらの対策が取られるまで原子炉の停止を求めていました。

にもかかわらず、判決は、停止以外の対策はいずれも津波発生までに完了したことが証明されておらず、停止だけが有効な対策であったとしました」

出典：海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

停止以外の対策はいずれも津波発生までに完了しないことはない

「指定弁護士は、〈中略〉東電とほぼ同時期に対策の検討を始めて、実際に津波対策を講じた東海第二原発における、水密化、防潮壁に代わる盛土の設置などの対策が、どのようなスピードで実施できたかを丹念に立証しました」

「長期の許認可や環境影響評価が必要で、2008年夏から2年半では間に合わないとの弁護側の主張に対する反証として、従来4年かかるとされた工事の前提は、沖合の海中に2キロに及ぶ大規模な防波堤を築く工事の行政手続きに要する時間を含んでいたことを東電の土木技術グループの担当者である堀内友雅氏を尋問して確実に立証し、行政手続きを要しないで建設できる陸側の防潮壁の工事が期限内に可能であったことを裏付けました」

出典：海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

福島第一原発での事故経過

出典：日本原子力発電株式会社，東海第二発電所の安全性向上への取り組みについて」，2019年3月，

地震や津波などの共通原因により、複数の安全機能が一斉喪失

1. 地震の発生により、外部電源が喪失
2. 大津波により、建屋が浸水し、全ての所内電源が喪失して原子炉を冷却するポンプが停止

重大事故（シビアアクシデント）の進展を止めることができなかった

3. 原子炉への冷却停止
   【原子炉を冷やすことができませんでした】
4. 炉心が損傷
5. 水素ガスの発生
6. 水素ガスが格納容器破損により漏えい
7. 水素爆発（放射性物質の大量放出）

福島第一原発での事故経過

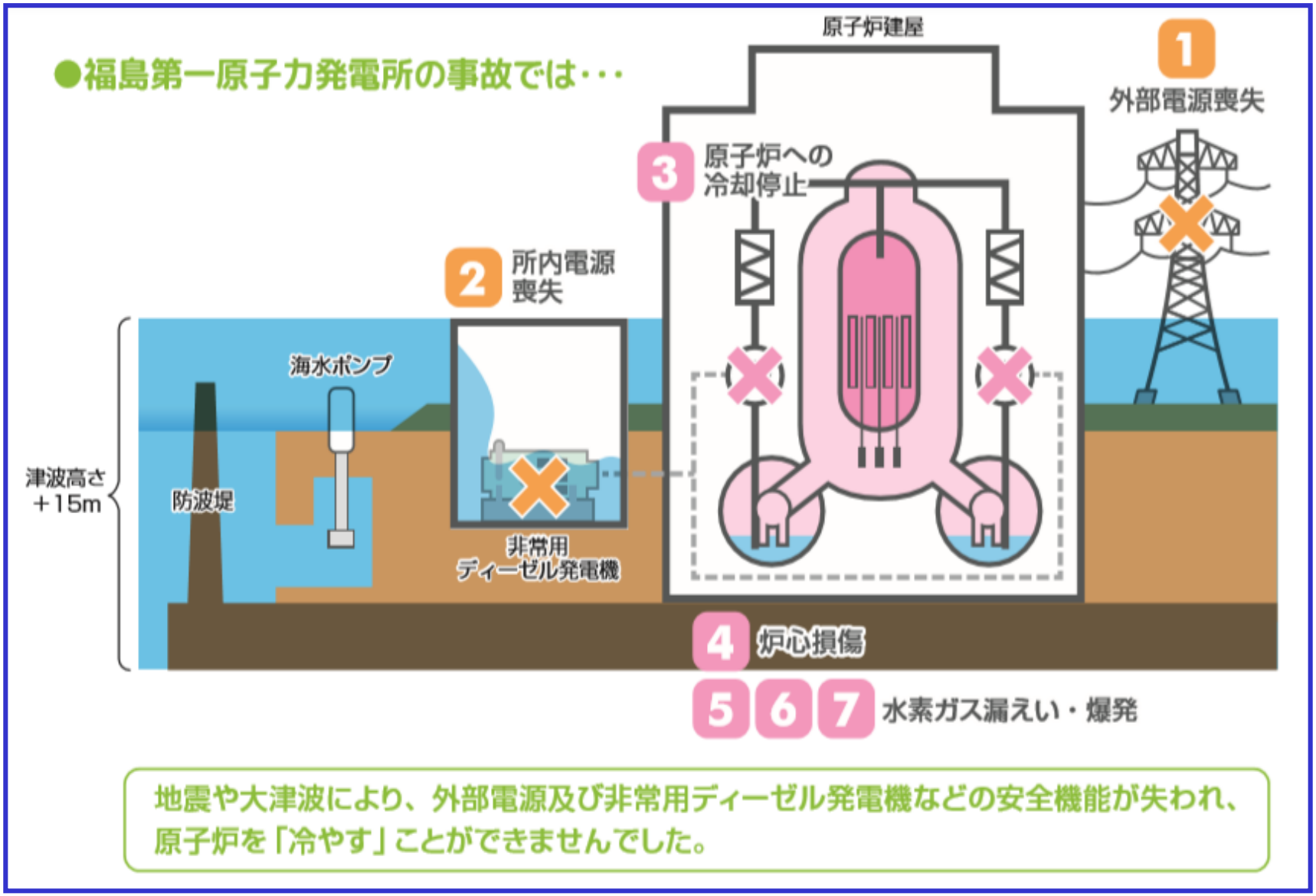

出典：日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の安全性向上への取り組みについて」. 2019年3月.

東電が先送りした津波地震対策を、原電は先送りせず、少しずつ進めていた

「『こんな先延ばしでいいのか』『なんでこんな判断するんだ』
　2008年8月6日、日本原子力発電（原電）の取締役開発計画室長は、東電の津波対策先送りを聞き、こう発言していた。東電の決定は、原電役員が唖然とするようなものだったのだ。
　東電が先送りした津波地震対策を、原電は先送りせず、少しずつ進めていたこともわかった。敷地に遡上することを全面阻止する（ドライサイト）のやり方ではなく、建屋の水密化なども実行していた。『他の電力会社も、地震本部の津波地震に備えた対策はしていなかった』ことを東京地検は、東電元幹部の不起訴理由に挙げていたが、それは間違いだと明確になった」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

「柏崎刈羽も止まっているのに、これに福島も止まったら、経営的にどうなのか」

「安全」よりも「経営」を優先

「東電の先送り決定直後に、安保氏は、『なぜ方針が変わったのか』と東電・酒井氏に尋ねた。
『柏崎刈羽も止まっているのに、これに福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』と酒井氏は答えた。安保氏は検察の聴取に、そのように述べていたことが、公判で明らかにされた。当時、2007年7月の地震により柏崎刈羽原発の7基が全て止まったままで、東電は2007年度、2008年度連続の赤字がほぼ決まっていた」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

原電は建屋への浸水防止、海沿いの盛り土などの工事に2008年に着手し、震災までに終えていた

「判決要旨では、『本件事故を回避するためには、本件発電所の運転停止措置を講じるほかなかった』としている。しかし、日本原子力発電が、東海第二原発で建屋への浸水防止、海沿いの盛り土などの工事に2008年に着手し、震災までに終えていた。日本原電の元幹部は、NHKの取材にこう述べている。

『もし津波のリスクがあるなら、事前に対応しておいて万一津波が来ても、大丈夫なようにしておきたい』

『長期評価などをもとに、津波がいつかくるというリスクは社内で共有されていたと思う。まずはできる対策をとっていき、大規模な工事は今後順次やっていけばいいという考えだった』

東電も、運転停止しなくても、『まずはできる対策』から着手することは可能だったはずだ」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『無罪』証拠と矛盾多い忖度判決」. 福島原発刑事訴訟支援団.

東電は「必要と判断される対応を進めていた」（判決要旨）

「『安全対策でも適宜社内で検討し、他社や研究者から意見を聴き行政の考えも踏まえた上で必要と判断される対応を進めていた』（判決要旨）

しかし、実態は『意見を聴き』ではなく、『東電が決定した方針を了承させる根回し』だったことは、議事録や電子メールで明らかになっている。

たとえば、東電の高尾誠氏が秋田大高橋先生に面談した時のメモには、以下のように書かれていた。『長期評価の見解を今すぐ取り入れないなら、その根拠が必要でないかとのコメントがあった』『非常に緊迫したムードだったが、（東電の方針を）繰り返し述べた』

こんなやりとりを、『意見を聴いて必要と判断される対応を進めた』とする裁判所はおかしいだろう」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『無罪』証拠と矛盾多い忖度判決」. 福島原発刑事訴訟支援団.

原電は津波地震への対策、多重的に進めていた

「公判で示された資料によると、東電の先送り後、原電は2008年8月段階で、津波対策の方針を以下のように決めた。

- 地震本部の津波地震による津波については引き続き検討を続ける。
- バックチェクについては茨城県津波でやる。
- 津波対策については、耐力に余裕があるとは言えない。バックチェックの提出時点で対策工が完了していることが望ましい。茨城県の波源についての対策は先行して実施する。

『茨城県の波源』とは、茨城県が2007年に延宝房総沖地震（1677年）と同じ規模の地震を想定し、浸水予測を発表したものだ。原電は東海第二原発の津波を最大4.86mと予測していた（2002年）が、茨城県の予測は5.72mでそれを上回り、原子炉の冷却に必要な非常用海水ポンプが水没してしまうことがわかった。そこで、ポンプ室の側壁を1.2mかさ上げする工事をした」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

原電は津波への対策の結果、電源喪失を免れた

「茨城県の津波予測は、敷地（約8m）を超えない。しかし、地震本部の津波地震でシミュレーションすると敷地に遡上し、原子炉建屋の周辺部が85センチ浸水することがわかった。

そこで、原電は『津波影響のある全ての管理区域の建屋の外壁にて止水する』という方針を決める。

工事で不要になった泥を使って海沿いの土地を盛土し、防潮堤の代わりにして津波の遡上を低減。それでも浸水は完全には防げないため、建屋の入り口を防水扉や防水シャッターに取り替えたり、防潮堰を設けたりする対策を施した。

東日本大震災の時、東海第二を襲った津波は、対策工事前のポンプ室側壁を40センチ上回っていた。外部電源は2系統とも止まったので、もし、津波対策をしていなければ、非常用ディーゼル発電機も止まり、電源喪失につながる事態もありえたのだ。安保氏も『**側壁のかさ上げが効いていたと認識しています**』と証言した」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

原電 東海第二発電所の震災時の状況

東海第二発電所の震災時の状況

平成23年3月11日	大地震の発生(東海村震度6弱)	平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。
	原子炉が自動停止	地震により原子炉が自動停止しました。
	バックアップ電源の起動	地震の影響により外部電源を受電できなくなりましたが、非常用ディーゼル発電機3台が自動起動し、発電所で必要な電源を確保しました。
	原子炉の冷却を開始	緊急時の冷却用機器により原子炉の冷却を開始しました。
	津波の襲来	津波の影響を受け、非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ3台のうち1台は防水対策工事終了直前であったので使用できなくなりましたが、残る2台の非常用ディーゼル発電機により安全に原子炉の冷却を行いました。
3月13日	外部電源の復旧	外部電源が復旧しました。
3月15日	原子炉の冷温停止	原子炉は冷温停止しました。(原子炉温度:100℃未満)

出典:日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

2台の非常用ディーゼル発電機で電源を確保

Q 津波による影響で、非常用ディーゼル発電機１台が停止しました。原子炉の冷却に必要な電源を確保することはできたのですか？

A 残る２台の非常用ディーゼル発電機で原子炉の冷却に必要な電源は確保できていました。

東海第二発電所では、茨城県の津波評価[※1]を参考に、震災前から津波対策の強化として非常用ディーゼル発電機の冷却に必要な海水ポンプを設置しているエリアに防護壁（標高6.11m）を平成22年９月に設置し、引き続き防水工事を行っていました。
地震後、約5.4mの津波が襲来しましたが、一部防水工事が終了直前であったため、海水ポンプ３台のうち北側の１台は海水に浸かり使用不能となりました。しかしながら工事が終了していた南側の２台の海水ポンプを使って非常用ディーゼル発電機２台を運転し、安定した冷却を継続しました。
このように非常用電源を確保できたのは、津波対策の強化として高い防護壁を設置した対策が功を奏したものと考えています。

出典：日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

東海第二発電所の震災時の非常用電源の確保

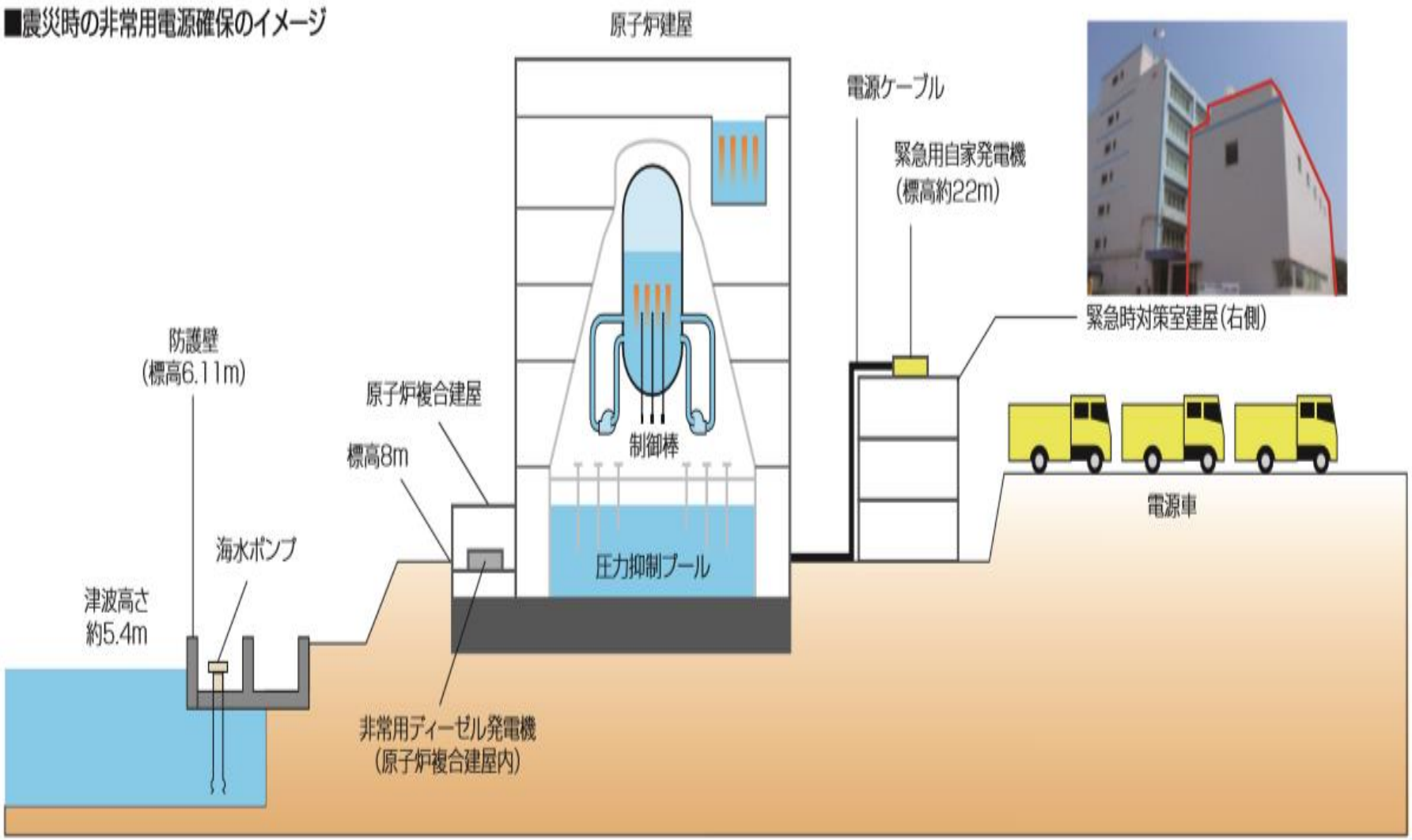

出典:日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

重要な設備を水密化する

■防潮堤を越える津波からの防護対策

万が一、防潮堤を越える津波が発生した場合でも、原子炉建屋付近での津波浸水深さは約1m以下を想定しています。

対策としては原子炉建屋をはじめ、津波が遡上する可能性がある安全上重要な設備を水密化します。

出典：日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の安全性向上への取り組みについて」. 2019年3月

東海第二原発の溢水対策

水密扉を設置済

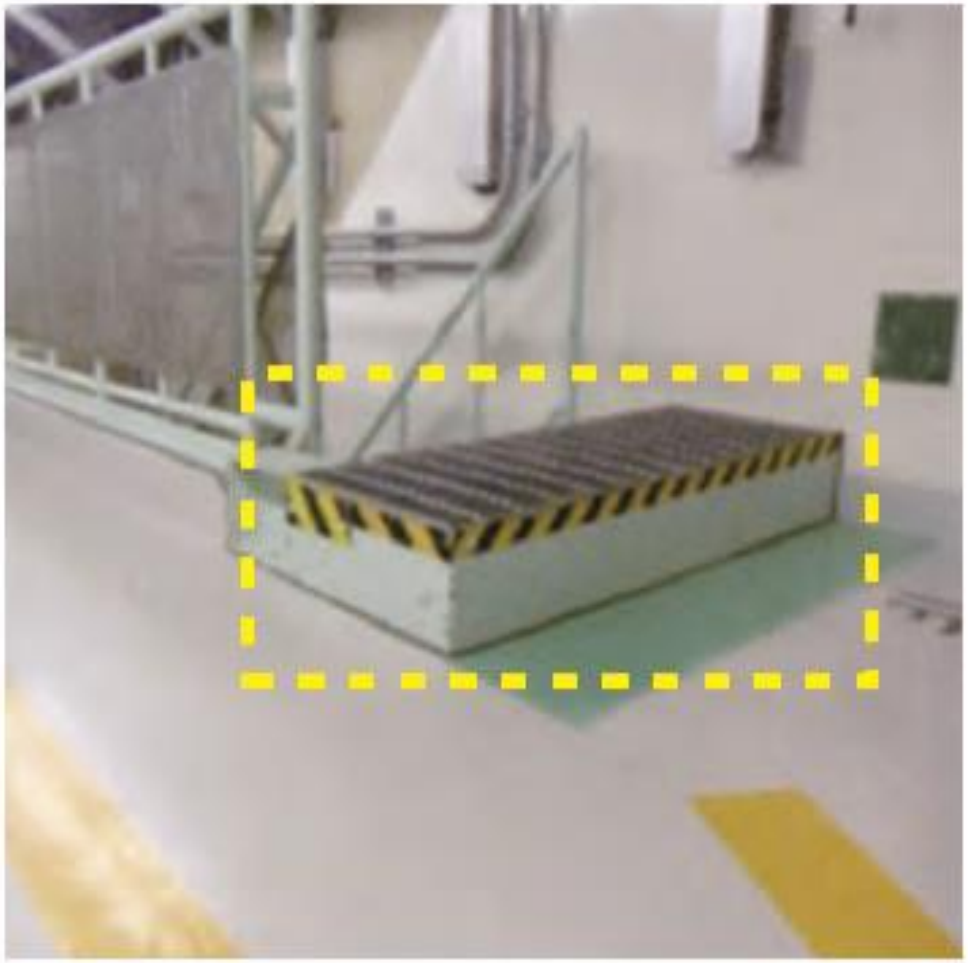

階下への浸水防止堰（せき）を設置済

出典：日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

防水扉による水密化①

水密扉(閉止状態)

水密扉(開放状態)

出典:日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

防水扉による水密化②

水密扉(閉止状態)

水密扉(開放状態)

出典:日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の震災時の状況と安全対策強化の取り組み」. 2013年10月.

東海第二原発の今後の防災計画

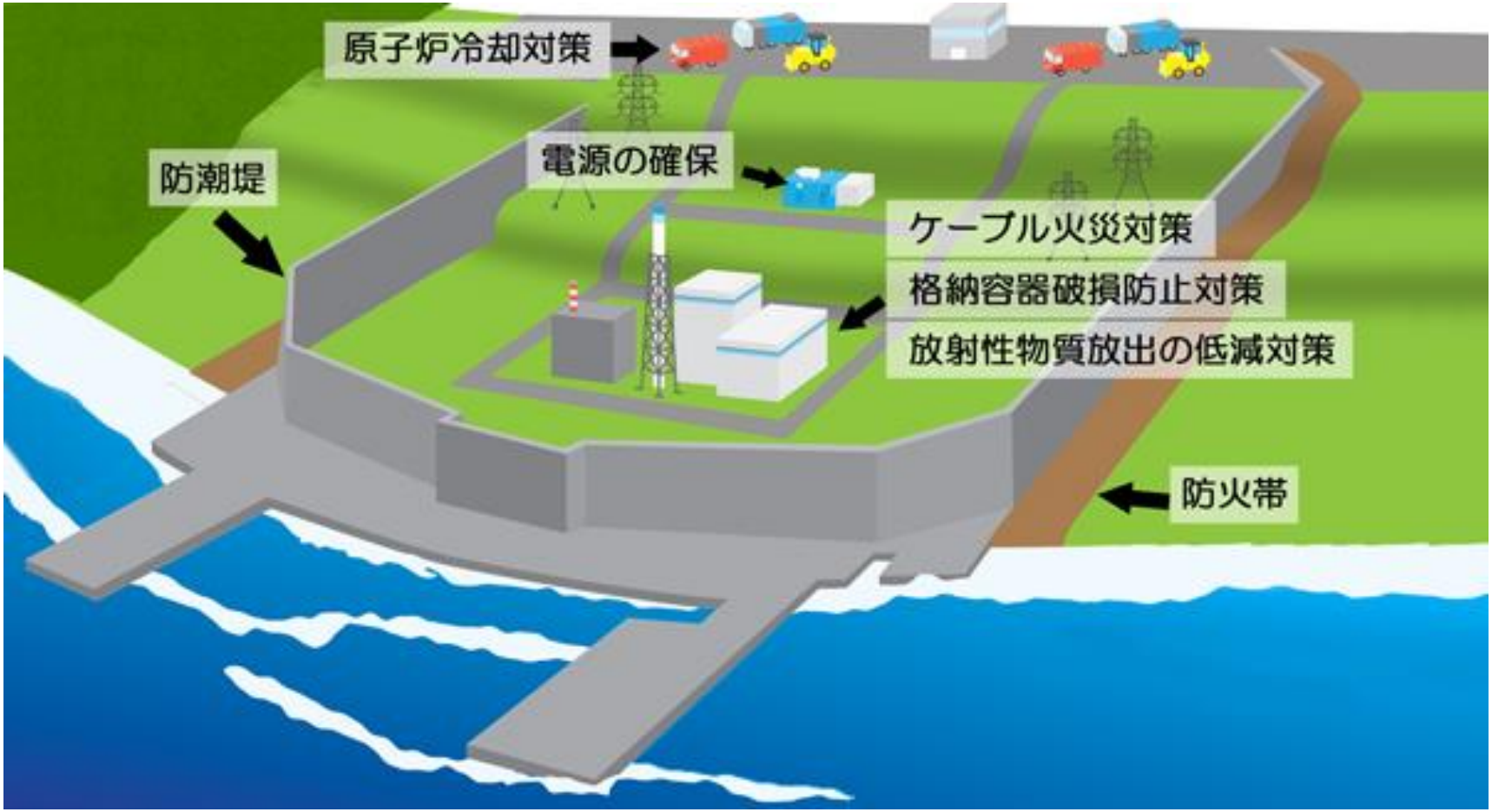

出典:日本原子力発電株式会社.「東海第二発電所の安全性向上への取り組みについて」. 2019年3月

原電は東電に配慮してか津波対策を公表していなかった

「この公判では、福島原発事故を検証する上で、同じ日本海溝沿いにある原電の津波対策を見ていくことがとても役立つことが明らかになった。しかし、原電は、盛り土や建屋の水密化などの対策を実施していたことを、これまで公表していなかった。東電は、原電の28%の株を持つ筆頭株主である。その関係が影響したのだろうか」

「原電としては、東電の方針について（安保氏は）『リーディングカンパニーである東電に従わないということは考えにくい』と検察に答えていたことも明らかになった」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『福島も止まったら、経営的にどうなのか、って話でね』刑事裁判傍聴記：第二十三回公判」. 福島原発刑事訴訟支援団.

原電は東電に対する横並び意識で津波対策を公表していなかった

「日本原電の安保氏は、東電の対策をしないで、問題を土木学会の検討にゆだねるという新方針には賛成はしていないことが高尾の酒井GMに対するメールにも示されています。判決当日のNHKの『クローズアップ現代』では、日本原電関係者から直接取材し、津波対策を講じながらこの事実を公表できなかったのは、親会社である東電に対する横並び意識によるものであると報じたところです」

出典:海渡 雄一.「東電刑事裁判無罪判決 裁判所はなぜ誤ったのか」. 福島原発刑事訴訟支援団

「対策をやってしまえば、他の電力会社も対策をとらないといけなくなる」

「東海第二で津波対策を進めた日本原電の元幹部が、NHKの取材に対して興味深い証言をしている。
『他の電力のことも考えながら対策をやるというのが原則でして。東京電力とかに配慮をしながら、物事をすすめるという習慣が身についている。対策をやってしまえば、他の電力会社も住民や自治体の手前安全性を高めるため対策をとらないといけなくなる。波及するわけです。だから気をつけている』。東電の無策が福島の地元にばれてはいけないから、日本原電は、東電が先延ばしした長期評価津波への対策を、こっそり進めていたというのだ」

出典：添田孝史（サイエンスライター・元国会事故調協力調査員）.「『無罪』証拠と矛盾多い忖度判決」. 福島原発刑事訴訟支援団.

運転停止をすれば、ライフライン、地域社会にも影響を与えるか？

「運転停止措置をとれば、ライフライン、地域社会にも影響」

「本件発電所の運転には小さくない社会的な有用性が認められ、その運転停止措置を講じることとなれば、ライフライン、ひいては当該地域社会にも一定の影響を与える」（判決要旨）

判決要旨出典：自由法曹団.「安倍政権による原発再稼働の推進とそれに追従する司法判断を許さない決議」. 愛知・西浦総会決議. 2019年10月.

原発が停止しても日本が電力不足に陥ることはなかった

「福島第一原発事故以降、すべての原発が停止しているときであっても日本が電力不足に陥ることはなかったことからすれば、原発が『社会的に有用な』インフラであることを根拠とした判断は、明確な誤謬が存在することも明らかである」

出典：自由法曹団.「安倍政権による原発再稼働の推進とそれに追従する司法判断を許さない決議」. 愛知・西浦総会決議. 2019年10月.

原発の発電量は自然エネルギーより少ない
（このデータは送配電網に流れた電力のデータ）

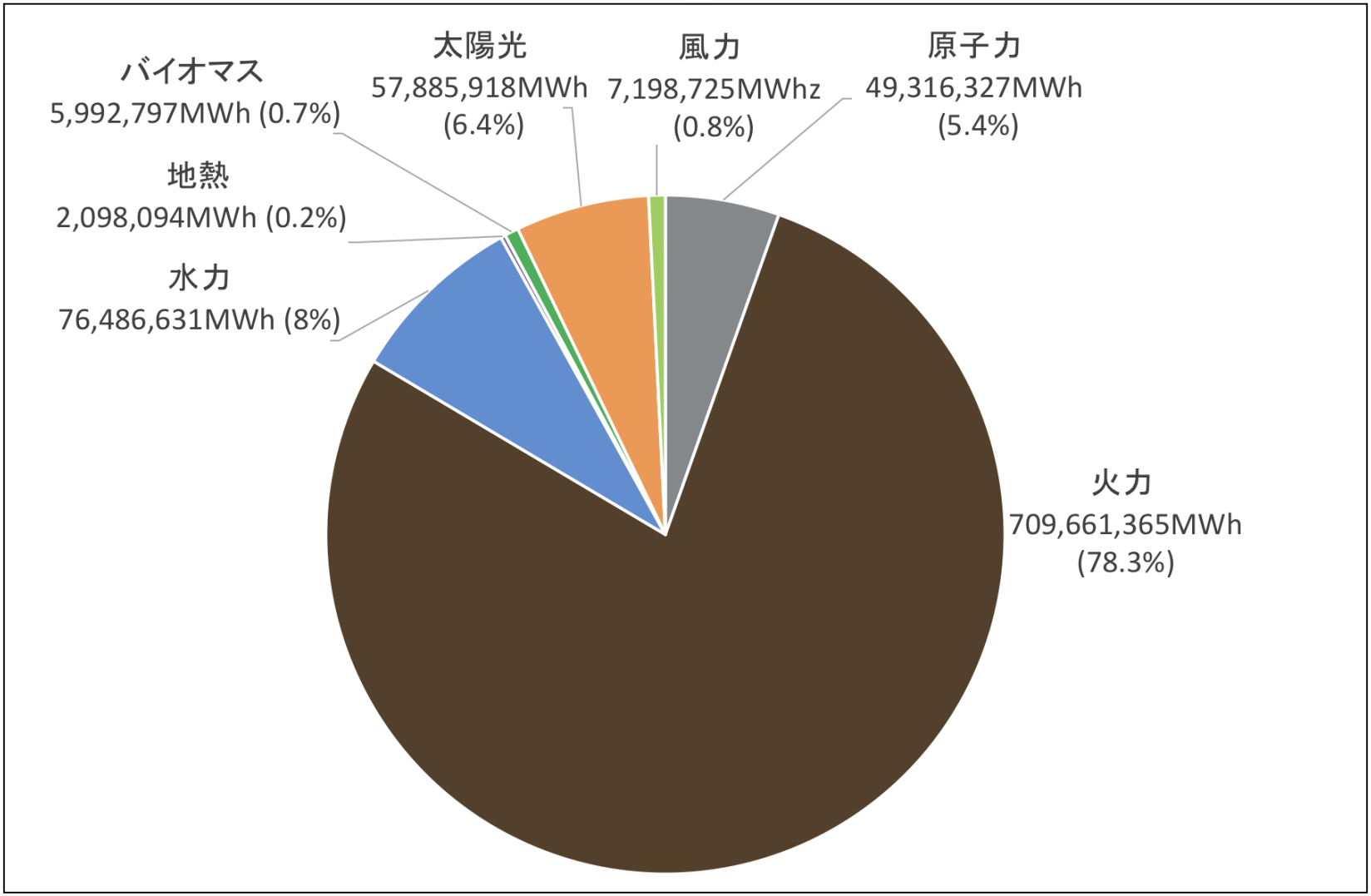

出典：環境エネルギー政策研究所.「2018年の自然エネルギー割合は？」. 2019年2月7日

自家消費を含めると原発の割合はより少なくなる

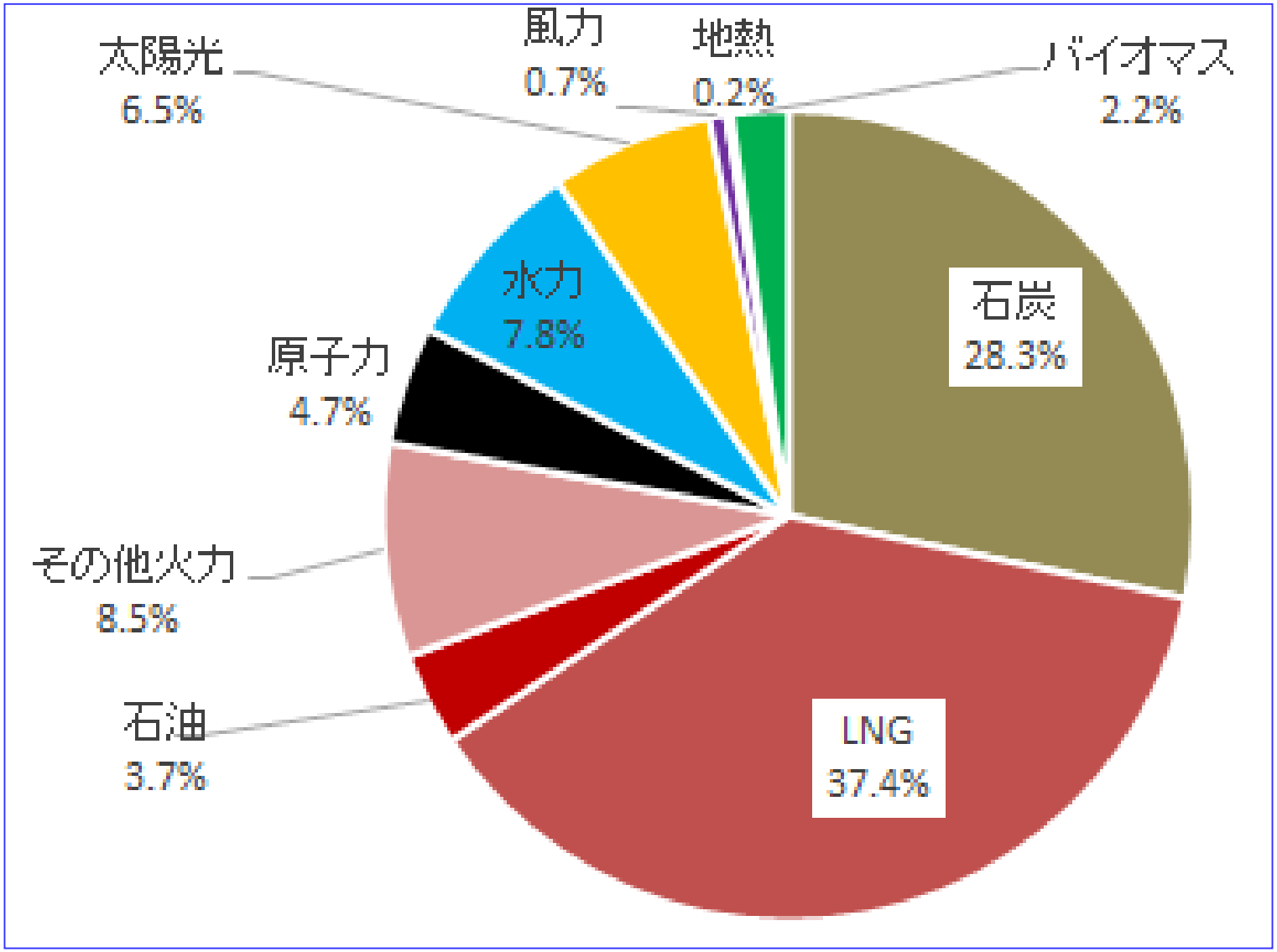

出典:環境エネルギー政策研究所.「2018年の国内の自然エネルギー電力の割合」. 2019年4月8日

2008年度のエネルギー源別の発電量の割合

出典:ジャパン・フォー・サステナビリティ.「日本の再生可能エネルギーの現状(2010年作成)」

以上みてきたように、東電刑事裁判の東京地裁判決は、被告に都合のよい証拠ばかりを採用し、都合の悪い証拠を無視する、まさに政府の原子力行政を忖度した不当判決と言える。

しかし、東京電力が無罪となったわけではない

「判決は、３氏の刑事責任について否定するものとなり、不当判決との評価を避けられませんが、この判決によって、組織体としての東京電力の福島原発事故に対する責任が免責されるものではありません。東京電力が無罪となったわけではないのです」

出典:「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団 .「東京電力旧役員に対する刑事裁判の判決を受けて」. 2019年9月19日